

秋田県と特定非営利活動法人スポーツコミッション秋田との連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人スポーツコミッション秋田（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な相互連携と協働による活動を推進し、スポーツの普及と持続可能な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、合理的に可能な範囲で相互に連携し、協力するものとする。

- （1）スポーツを支える人材のすそ野拡大及び育成に関すること。
 - （2）スポーツを通じた県民の健康増進に関すること。
 - （3）スポーツツーリズムを通じた地域の賑わいづくりに関すること。
 - （4）県内スポーツの地域課題解決に関すること。
 - （5）前各号に掲げるもののほか、スポーツの普及、持続可能な地域社会の実現に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項において相互に連携し、協力して取り組むことに合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 3 乙は、甲との協議により、第1項に定める事項に係る取組の一部を乙の役員に実施させることができる。

（有効期間）

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定は、同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、書面を取り交わして本協定を変更することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を第三者に開示し又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面により承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月7日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田県秋田市中通一丁目4番3号
エリアなかいち商業棟1階
特定非営利活動法人スポーツコミッション秋田
理事長

三浦 廣巳